

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「医薬品の創製を通じて世界の人々の健康に貢献します」との「企業理念」と「国際創薬企業として、社会から信頼される企業になります」との「めざす姿」を掲げています。これらの実現のため、経営の意思決定の効率性・迅速性を確保するとともに、社外取締役による監視・監督および監査役による監査体制の充実によって、経営の透明性・客観性の確保を進めることにより、株主をはじめとするすべてのステークホルダーに対する責任を果たし、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを最重要課題と位置付けています。

当社グループは、この基本的な考え方のもと、「田辺三菱製薬コーポレートガバナンス・ポリシー()」(以下「CGポリシー」といいます)を定め、これに基づき、最適なコーポレート・ガバナンス体制の実現に継続的に取り組んでまいります。

CGポリシー: http://www.mt-pharma.co.jp/company/pdf/cg_policy.pdf

また、当社は、株式会社三菱ケミカルホールディングスの連結子会社であります。上場を継続し、独立性を維持した経営を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、すべてを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

・政策保有に関する方針および政策保有株式に係る議決権行使に関する基準については、CGポリシーに定めるとおりです(第2章1.参照)。

http://www.mt-pharma.co.jp/company/pdf/cg_policy.pdf

【原則1-7】

・関連当事者間の取引については、CGポリシーに定めるとおりです(第2章1.参照)。

http://www.mt-pharma.co.jp/company/pdf/cg_policy.pdf

【原則3-1】

(i) 「企業理念」および「めざす姿」については、本報告書「I. 基本的な考え方」に記載のとおりであり、また、中期経営計画については、当社ウェブサイトに掲載しております。

<http://www.mt-pharma.co.jp/shared/show.php?url=/company/plan.html>

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書「I. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(iii) 経営陣幹部・取締役の報酬の決定に関する方針・手続については、本報告書「II. 1. 【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無」に記載のとおりです。

(iv) 経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補の指名

・これらの方針および手続については、CGポリシーに定めるとおりです(第4章4.参照)。

http://www.mt-pharma.co.jp/company/pdf/cg_policy.pdf

(v) 取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明は、株主総会招集通知添付書類(株主総会参考書類)7頁から19頁に記載のとおりです。

http://www.mt-pharma.co.jp/ir/soukai/pdf/soukai10_syosyu.pdf

【補充原則4-1-1】

・取締役会の経営陣への委任については、CGポリシーに定めるとおりです(第4章2.参照)。

http://www.mt-pharma.co.jp/company/pdf/cg_policy.pdf

また、当社は、取締役会の経営陣への委任の範囲に関し、取締役会規則等の社内規則において、事業、資産、取引等に係る金額基準に加え、実質的な観点から当社に及ぼす影響の重要性を鑑み取締役会に付議・報告すべき事項を定めるとともに、権限委譲した業務執行の決裁者およびその権限の範囲を明確化し、これを運用しております。

【原則4-9】

・社外役員の独立性判断基準については、本報告書「II. 1. 【独立役員関係】」に記載するとともに、当社ウェブサイトに掲載しております。

<http://www.mt-pharma.co.jp/company/pdf/dokuritsu.pdf>

【補充原則4-11-1】

・取締役会全体としてのバランス等に関する考え方については、CGポリシーに定めるとおりです(第4章2.参照)。

http://www.mt-pharma.co.jp/company/pdf/cg_policy.pdf

また、当社の経営に必要な知識、経験、能力等のバランスおよび多様性に加え、実質的な議論を行える規模を考慮し、取締役の員数を10名以内とする旨を定款に定めております。

【補充原則4-11-2】

・取締役および監査役の重要な兼任状況については、株主総会招集通知添付書類(事業報告)45頁に記載しております。

http://www.mt-pharma.co.jp/ir/soukai/pdf/soukai10_syosyu.pdf

【補充原則4-11-3】

取締役会の実効性を高め企業価値を向上させることを目的として、2016年度に係る取締役会の実効性評価を行いました。

1. 評価の方法

取締役および監査役全員に対する質問票による自己評価を実施するとともに、社外取締役への意見聴取を行い、これらをもとに取締役会で議論を行うことにより、実効性評価を行いました。

2. 評価結果の概要

当社の取締役会は、構成、開催頻度・時間、審議内容、社外役員への対応等、監査役会設置会社として、経営における適切な判断と監督を行う体制が構築され、かつ適正に運営されており、現時点においては、その実効性は良好に確保されているものと評価しています。

当社は、任意の指名・報酬委員会も活用しながら、引き続き、取締役会の実効性のさらなる向上に取り組んでいきます。

【補充原則4-14-2】

・取締役および監査役に対するトレーニングの方針については、CGポリシーに定めるとおりです(第4章4.参照)。

http://www.mt-pharma.co.jp/company/pdf/cg_policy.pdf

【原則5-1】

・株主との対話に関する方針につきましては、当社ウェブサイトに掲載しております。

<http://www.mt-pharma.co.jp/company/pdf/taiwa.pdf>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社三菱ケミカルホールディングス	316,320,069	56.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	25,657,400	4.57
日本生命保険相互会社	12,065,881	2.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,439,300	2.04
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,254,993	1.29
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	6,087,872	1.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	5,477,700	0.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	4,483,600	0.80
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	4,103,277	0.73
ニプロ株式会社	3,821,700	0.68

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	株式会社三菱ケミカルホールディングス(上場:東京)(コード)4188

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

- (1)当社の親会社である三菱ケミカルホールディングスは、持株会社であり、同社との間では、同社グループが有する人的および物的資源を最大限活用することを目的として、ノウハウの共有、ITシステム、グループネットワーク等の資産・設備の共同利用、人材交流、資金の預託等を行っておりますが、当社の業績に大きな影響を与える可能性のある取引は行っておらず、今後もその予定はありません。
- (2)同社および同社グループ内の各社と取引を行う際には、当社株主全体の利益の最大化を図るべく、当社グループの企業価値向上を最優先して決定することとしております。
- (3)同社および同社グループ内の各社との取引等にあたっては、一般的な取引条件と同等であるかなど取引内容の妥当性及び経済合理性について確認するとともに、重要性が高い取引については、当社グループや株主共同の利益を確保する観点から、複数の独立社外取締役を含む取締役会において十分審議のうえ、承認を得て実施しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

親会社からの独立性に関しては、当社の親会社である株式会社三菱ケミカルホールディングスと当社との間で、当社は上場を維持し、同社の持株比率を原則として2007年10月1日から10年間維持する旨および上場会社として独立した判断基準に基づいて経営を行う旨の確認がなされております。本年9月末日をもって上記期限を迎えますが、同社は現時点において持株比率を増減させる方針はないと認識しており、親会社からの独立性が確保されていると認識しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
服部 重彦	他の会社の出身者													
岩根 茂樹	他の会社の出身者													
上條 努	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

服部 重彦	該当なし	<p>企業経営者としての豊富な経験と科学技術に関する幅広い見識等を有しており、2011年6月の就任以降、当社取締役会において、重要な事項に関し、客観的な視点から貴重な助言、提言を行うなど、独立社外取締役としての責務を果たしてきました。引き続き独立社外取締役として当社の経営を監督していただくことにより、当社グループの企業価値向上に寄与することができると判断し、社外取締役として選任しました。</p> <p>また、東京証券取引所が定める独立性基準および当社が定める「社外役員の独立性判断基準」(本報告書「II 1. 独立役員関係」参照)のいずれの要件も満たすことから、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。</p>
岩根 茂樹	該当なし	<p>企業経営者としての豊富な経験とコーポレートガバナンスに関する幅広い見識等を有しており、2016年6月の就任以降、当社取締役会において、重要な事項に関し、客観的な視点から貴重な助言、提言を行うなど、独立社外取締役としての責務を果たしてきました。引き続き独立社外取締役として当社の経営を監督していただくことにより、当社グループの企業価値向上に寄与することができると判断し、社外取締役として選任しました。</p> <p>また、東京証券取引所が定める独立性基準および当社が定める「社外役員の独立性判断基準」(本報告書「II 1. 独立役員関係」参照)のいずれの要件も満たすことから、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。</p>
上條 努	該当なし	<p>企業経営者としての豊富な経験、グローバル展開に関する幅広い見識等を有しております。これらの経験や知識を活かし、独立社外取締役として当社の経営を監督していただくことにより、当社グループの企業価値向上に寄与することができると判断し、社外取締役として選任しました。</p> <p>また、東京証券取引所が定める独立性基準および当社が定める「社外役員の独立性判断基準」(本報告書「II 1. 独立役員関係」参照)のいずれの要件も満たすことから、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	0	2	2	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	1	2	0	1	社外取締役

補足説明 更新

- ・独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立役員で構成します。なお、委員には社外監査役を含みます。
- ・指名委員会・報酬委員会の委員は、取締役会が取締役および監査役の中から選定し、また、委員会の事務局を人事部に設置しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から監査計画および監査方針の説明を受け、四半期毎に監査実施内容とその結果を聴取し意見交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人の往査および期末実地棚卸への立会いなどを実施して連携を図っております。

また、監査役および内部監査部門は、内部監査部門の監査計画、監査実施状況、監査結果に関して毎月定期的に意見交換を行うとともに、財務報告に係る内部統制システムの評価結果の報告を受けることにより緊密な連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西田 孝	他の会社の出身者													
福田 正	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西田 孝		2015年6月24日まで当社の親会社である株式会社三菱ケミカルホールディングスの社外監査役を務めておりました。	銀行・証券業界における豊富な業務経験と見識等を有しており、これらの経験や知識を社外監査役としての職務を適切に遂行するために活かし、当社グループの持続的な成長とガバナンス体制の確立に寄与できると判断し、社外監査役として選任しました。また、東京証券取引所が定める独立性基準および「社外役員の独立性判断基準」(本報告書「II 1.【独立役員関係】」参照)のいずれの要件も満たすことから、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。

福田 正	該当なし	弁護士としての豊富な経験、高い見識等を有しており、これらの経験や知識を社外監査役としての職務を適切に遂行するために活かし、当社グループの持続的な成長とガバナンス体制の確立に寄与することができると判断し、社外監査役として選任しました。また、東京証券取引所が定める独立性基準および「社外役員の独立性判断基準」(本報告書「II 1. [独立役員関係]」参照)のいずれの要件も満たすことから、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。
------	------	---

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	5名
---	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の立場から、取締役会、監査役会において、当社の経営に関する意見、助言をいただいております。社外役員5名全員を独立役員に指定しております。

当社は社外役員の独立性判断基準を定め、社外役員の独立性を担保しております。その内容は以下のとおりです。

1. 当社は、以下のいずれの要件にも該当しない社外取締役および社外監査役(会社法に定める社外取締役および社外監査役をいいます)を当社における独立役員として選任します。

<1>親会社等・主要株主

(1)親会社または主要株主

(2)親会社または主要株主(それらの親会社および重要な子会社を含みます)において、現在または過去1年間、取締役、監査役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者(重要な子会社についてはその社外取締役および社外監査役を除きます)

「主要株主」とは、当社株式の総議決権の10%以上を直接または間接に保有する株主をいいます。

<2>主要な取引先

(1)直近3事業年度のいずれかにおいて、当社またはその子会社(以下あわせて「当社グループ」といいます)を主要な取引先とする者

「当社グループを主要な取引先とする者」とは、その年間連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けている者をいいます。

(2)直近3事業年度のいずれかにおいて、当社グループの主要な取引先である者

「当社グループの主要な取引先である者」とは、当社グループに、当社の年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者をいいます。

(3)上記(1)または(2)(それらの親会社および重要な子会社を含みます)において、現在または過去1年間、業務執行取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者

<3>会計監査人

現在または過去3年間に於いて、当社グループの会計監査人またはその社員等である者

<4>コンサルタント

(1)上記<3>に該当しない公認会計士、税理士または弁護士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社グループから一定額を超える金銭その他の財産上の利益を得ている者

「一定額」とは、過去3年間の平均で年間1,000万円をいいます。

(2)上記<3>に該当しない監査法人、税理士法人、法律事務所またはコンサルティング会社その他の専門的アドバイザーであって、当社グループを主要な取引先とする法人の社員等

「当社グループを主要な取引先とする法人」とは、過去3年間の平均で、その連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けている法人をいいます。

<5>寄付先

当社グループから一定額を超える寄付または助成を受けている組織の理事(業務執行者に限ります)その他の業務執行者

「一定額」とは、過去3年間の平均で、年間1,000万円または当該組織の年間総費用の30%のいずれか大きい額をいいます。

<6>役員の相互就任先

当社グループから取締役を受け入れている会社(その親会社または重要な子会社を含みます)の取締役、監査役、執行役、執行役員または支配人その他の重要な使用人

<7>近親者等

(1)当社グループの取締役、監査役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人の配偶者、2親等内の親族または同居の親族

(2)上記<1>ないし<6>に規定する者(使用人は重要な使用人に限ります)の配偶者、2親等内の親族または同居の親族

2. 当社は、独立役員の選任にあたり、前項各号の要件以外の事由により実質的に当社との利益相反が生じるおそれがある場合には、当該社外取締役または社外監査役を独立役員として選任しません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入、その他
--	------------------

該当項目に関する補足説明 更新

2017年6月21日開催の定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議いたしました。

上記により、取締役(社外取締役を除きます。本項中、同じ)および執行役員(社外執行役員を除きます)の報酬体系は、定額の「基本報酬」、短期業績に連動する「賞与」および中長期業績に連動する「株式報酬」により構成される、当社業績と株式価値との連動性がより高い報酬体系となりました。

[賞与]

賞与は、取締役および執行役員を対象とした金銭報酬であり、役位および単年度の業績目標の達成度に応じて決定いたします。

【株式報酬】

株式報酬は、当社が拠出する金員を原資として、取締役および執行役員を受益者とする信託を通じて当社株式が取得され、取締役および執行役員を対象に、役位および中期経営計画の業績目標値の達成度に応じて当社株式およびその換価処分金相当額の交付および給付を行う業績連動型の株式報酬制度です。その概要は次のとおりです。

- ・対象者
取締役および執行役員（国内非居住者を除きます。）
- ・対象期間
中期経営計画の期間に相当する5事業年度（ただし、当初対象期間は現中期経営計画期間である2020年度までの4事業年度）
- ・当社が拠出する金員の上限
5事業年度を対象として合計900百万円（ただし、当初対象期間4事業年度は合計720百万円）
- ・取締役および執行役員が取得する当社株式等の数の上限
5事業年度を対象として800,000株（ただし、当初対象期間4事業年度は合計640,000株）
- ・業績達成条件
業績目標値の達成度に応じて、0%から200%の範囲で変動するものとし、当初対象期間における評価指標は、「売上収益」および「親会社の所有者に帰属する当期利益」
- ・当社株式等の交付等の時期
退任時

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

2016年度の取締役に對する報酬は、388百万円となっております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役に對する報酬と当社グループの業績の連動性を明確にし、当社の株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクを株主の皆さまと共有することで、当社取締役に對する当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への動機づけと志気を高めることを目的として、2017年度から業績連動型の株式報酬制度を導入することとしました。

これにより、取締役（社外取締役を除きます。）の報酬体系は、定額の「基本報酬」、短期業績に連動する「賞与」および中長期業績に連動する「株式報酬」により構成される、当社業績と株式価値との連動性がより高い報酬体系となりました。一方、社外取締役および監査役（社外監査役を含む）の報酬体系は、「基本報酬」のみであります。

なお、取締役に對する報酬決定にあたっては、当社取締役会の任意の諮問機関である報酬委員会から必要に応じ意見を聴取した上で、株主総会で決議を得た範囲内で、取締役会決議により決定し、監査役に對する報酬決定にあたっては、株主総会で決議を得た範囲内で、監査役の協議により決定します。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

更新

社外取締役の職務のサポートは経営企画部CEO室、取締役会事務局（法務知財部）、任意の指名委員会・報酬委員会事務局（人事部）等が行っております。

取締役会の資料は事前配付に努め、必要に応じ取締役・執行役員・取締役会事務局等が事前説明を行っております。また、業務執行から独立した監査役室を設置し、社外監査役を含めた監査役の職務をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

更新

当社は、経営の意思決定および監督機能における透明性と客観性を確保するため、社外取締役3名を含む9名（男性9名、女性0名）で取締役会を構成し、月1回の定例の取締役会に加え、必要に応じて随時開催し、重要な業務執行に関する事項の決定を機動的に行っております。また、執行役員制度を導入することにより経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の役割分担を明確化し、迅速かつ効率的な経営を行っております。業務執行機能に関しては、社長執行役員を含む役付執行役員等を構成員とする経営執行会議を原則月2回以上開催し、取締役会決議事項の事前審議ならびに社長執行役員の意思決定を補佐するための審議・検討を行っております。

監査役会は、監査役4名（男性4名、女性0名。うち社外監査役2名）で構成しており、社外監査役には法律の専門家である弁護士ならびに財務および会計に関する幅広い見識を有する銀行・証券会社出身者を選任し、取締役に對する職務の執行の監査、会計監査、会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすにあたり、取締役会から独立した機関として客観的な立場から適切な判断を行っております。

各監査役は、取締役会等の重要会議に出席しているほか、取締役・執行役員および各部門からの職務執行状況の聴取、重要な決裁書類等の閲覧、主要な事業所や子会社の業務および財産の状況（法令等遵守体制およびリスク管理体制等の内部統制システムを含む）の調査により、業

務執行を監査しております。また、監査役会は会計監査人および内部監査部門と連携をとって監査機能を強化しております。さらに、監査役の職務遂行のサポートを行うため、業務執行から独立した監査役室を設置し、専任のスタッフを3名配置しております。

内部監査に関しては、執行部門から独立した監査部を置き、各執行部門における内部統制状況の監査を行っております。

会計監査人には、新日本有限責任監査法人を選任しております。当社の会計監査業務を担当する公認会計士は、小川佳男、剣持宣昭および栗原裕幸であり、会計監査業務に係わる補助者は、公認会計士19名、その他20名となっております。

さらに、役員の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、独立社外取締役を委員長とし、過半数を独立役員で構成する任意の委員会を設置、運営しております。

当社は、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度まで限定する責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、医療制度に基づく規制産業である製薬会社であり、その経営判断においては、薬事・薬業に係る深い知識と経験が求められます。このような状況の下、取締役会については、製薬業界における豊富な業務経験と見識等を有する取締役に加え、経営者としての豊富な経験と幅広い見識等を有する独立社外取締役に構成員とすることで、経営の意思決定および監督機能における透明性、客観性を確保する体制としております。また、監査役会については、製薬業界における業務、経営に係る経験と見識等を有する監査役に加え、財務・会計、法律等の分野における経験と高い専門性を有する独立社外監査役に構成員とすることで、取締役会から独立した機関として客観的な立場から適切な監査を行うことができる体制としております。

以上の点から、現時点においては、監査役会設置会社が当社にとって最も実効性の高い企業統治体制であると認識しております。

また、社外取締役は、以下の役割・責務が期待されることに留意し、その職務を遂行しております。

- ・経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から助言を行うこと
- ・経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- ・会社と経営陣・主要株主との間の利益相反を監督すること
- ・経営陣・主要株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	(法定期日の3営業日以上前に発送) ・2017年は法定期日の7日前である5月30日に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	原則、集中日以外の日で開催しております。 2017年は6月21日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	・2008年の株主総会から、インターネットによる議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	・2009年の株主総会から機関投資家向け議決権行使プラットフォームを採用しております。 ・国内外のカस्टディアンおよび実質株主(機関投資家)宛に招集通知を発送しております。
招集通知(要約)の英文での提供	・招集通知の英訳を作成し、自社ホームページおよび機関投資家向け議決権行使プラットフォームに掲載しております。
その他	・2017年は、招集通知(和・英)を発送日の7日前に自社ホームページに掲載いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2017年3月期は個人投資家向け説明会を12回開催しました。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2017年3月期は、代表取締役社長が説明する決算説明会、事業説明会を開催したほか、第1四半期、第2四半期、第3四半期決算発表後にテレフォンカンファレンスを開催しました。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	国内において開催した機関投資家向け説明会の内容を英訳し、音声を公開しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算発表資料、決算説明会等の投資家向け説明会のプレゼンテーションおよび質疑応答の動画(音声)、プレスリリース、有価証券報告書、株主総会招集通知・決議通知・臨時報告書、事業活動報告、コーポレートレポート等を掲載しております。さらに、企業情報を投資家・アナリストに提供するメール配信を行うほか、ウェブサイト問合せ窓口を設け、双方向コミュニケーションを可能としております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報部IRグループが担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社の企業理念として「医薬品の創製を通じて、世界の人々の健康に貢献します」を、めざす姿として「国際創薬企業として、社会から信頼される企業になります」を取締役会決議により定めております。</p> <p>また、役員、従業員が企業活動を通じて最優先すべき行動の規範として「企業行動憲章」を、また、各事業活動の基本的考え、原理原則を明文化した「コード・オブ・コンダクト」を制定するとともに、「田辺三菱製薬グループ コンプライアンス行動宣言」を定め、人権、事業活動に関する法令遵守、地球環境保護、公正な取引、情報の適正な管理等のほか、生命関連企業に従事する者として高い倫理観をもった行動について規定しております。</p> <p>さらに、CGポリシーにおいて、患者さんのQuality of Life(QOL)の向上、医療関係者との適切な提携、地域社会との共生等を通じて環境・社会課題の解決に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献する旨を定めております。</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>「田辺三菱製薬グループ企業市民活動宣言」に基づき、良き企業市民として、事業活動を展開する国や地域において、健康・環境に関わる課題を解決するために、企業市民活動事務局を設置し、規則・計画のもと、地域社会や地球環境に配慮した活動に取り組んでいます。また、環境安全管理規則を制定し、環境安全管理推進体制を構築するとともに、田辺三菱製薬環境安全理念のもと、田辺三菱製薬環境安全基本方針を制定し、全社的な環境安全に対する方針を共有し、環境経営を推進しています。</p> <p>なお、当社のCSR活動についての詳細は、「コーポレートレポート」を発行するほか、「CSR活動報告Webサイト」を更新し、当社ホームページ上で公開しています。 http://www.mt-pharma.co.jp/shared/show.php?url=../csr/report/index.html</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>情報開示規則を制定し、企業活動に関する重要な会社情報の公正かつ適時・適切な開示に必要な事項を定め、情報開示に積極的に取り組んでいます。</p>
その他	<p>当社では、女性のキャリア意識の醸成、周囲の意識変革、制度の拡充を女性活躍推進の基本方針とし、個人の多様性・自主性が尊重される自由闊達な職場環境の整備が重要であるとの考えから、従業員のライフスタイルに合わせた働き方を支援する勤務形態を導入しています。管理職に占める女性割合を高めるため、2020年度までに女性の能力・意識向上に関する施策の実施、従業員のダイバーシティ意識の醸成および多様な働き方を可能とする制度の導入に取り組み、女性が管理職をめざすことのできる環境を整備します。</p> <p>さらに、従業員の健康を経営の重要事項と位置づけ、健康方針および「健康管理規則」を制定し、当社グループの従業員の心身の健康管理を推進しています。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

基本的な考え方、整備状況

取締役会の決議に基づく内部統制システム整備の基本方針は、次のとおりであり、本基本方針に則り内部統制システムの整備を行っております。また、年1回、取締役会において本基本方針の整備状況について報告を行い、必要に応じて見直しを行っております。

内部統制システム整備の基本方針

当社は、「医薬品の創製を通じて、世界の人々の健康に貢献します」との企業理念を掲げ、国際創薬企業として、広く社会から信頼される企業をめざしている。この企業目的を継続的に達成するため、以下のとおり、当社および子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という）の内部統制システム整備に関する基本方針を定め、コーポレート・ガバナンスおよび内部統制の充実に向けての取組みを推進する。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、企業活動の健全性を確保するため、役員および使用人が企業活動を通じて最優先すべき規範である「企業行動憲章」および具体的な行動基準である「田辺三菱製薬グループ コンプライアンス行動宣言」を制定し、これに基づき自ら率先して法令・定款を遵守することにより、コンプライアンス体制を構築・運用する。
- (2) チーフ・コンプライアンス・オフィサーをコンプライアンス体制の統括責任者とし、コンプライアンス推進委員会、内部統制・コンプライアンスの推進に従事する部門を設置し、社内に確固たる遵法精神と高い倫理観の確立を図る。
- (3) 執行部門から独立した内部監査部門を設置し、各業務部門における内部統制状況の監視を行う。
- (4) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告システムとして、内部通報制度を整備し、コンプライアンスに関する規則に基づき運用を行う。
- (5) 情報開示に関する規則に基づき、会社情報の適時・適切な開示を行う。
- (6) 「田辺三菱製薬グループ コンプライアンス行動宣言」に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。
- (7) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを整備し、その適切な運用・管理にあたる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

会社保有情報の取扱いに関する基本方針を定めた情報セキュリティや社内文書の管理に関する規則に基づき、取締役の職務の執行にかかる情報を適切に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態とする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクマネジメントに関する規則に従い、事業の推進に伴うリスクの所在・種類等を把握し、それぞれの担当部署にて必要な対応を行う。また、リスクに組織横断的に対応するため、リスクマネジメント委員会を設置してリスクの軽減を図る。
- (2) リスクが現実化し重大な損害の発生が予測される場合には、リスクマネジメントに関する規則に定めた体制により迅速かつ確に対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会を定期的開催し、業務執行の効率性を確保する。
- (2) 執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確化する。業務執行を担う取締役は執行役員を兼務する。
- (3) 経営執行会議を設置し、経営全般の業務執行に関する重要事項を協議する。
- (4) 中期経営計画、年度計画・年度予算に基づき、予算・業績管理を行う。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ経営に関する規則に基づき、コンプライアンス体制、リスク管理体制等のグループ内部統制システムを当社グループで共有するとともに、グループ経営上の重要事項に関する報告、承認等を通じて、当社グループにおける業務の適正を確保する。

6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人として、執行部門から独立した監査役室を設置し、監査役室の所属員に係る任命、評価、異動については、監査役会の意見を尊重する。
- (2) 取締役・使用人の職務の執行状況に関し、定期的に監査役に報告するための体制を定めるとともに、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実または取締役・使用人の職務の執行に関して不正行為もしくは法令・定款に違反する事実が発生し、または発生するおそれがある場合には、遅滞なく監査役に報告する。
- (3) 前号により監査役へ報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない旨を定める。
- (4) 各種の重要会議への出席、関係部署に対する調査、重要案件に関する決裁書の閲覧、監査役からの面談および情報開示の要請への積極的な対応など、監査役の監査が実効的に行われる体制を当社グループ内に整備する。
- (5) 監査役の職務の執行に必要な費用について、監査役会の意見に基づき予算化し、監査役の活動に支障が生じない体制とする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

基本的な考え方

「企業行動憲章」および「コンプライアンス行動宣言」に基づき、反社会的勢力に対しては、妥協しない毅然とした態度を貫き、一切の関係を遮断します。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

「コンプライアンス行動宣言」において、反社会的勢力に対し利益を供与しないことを宣言するとともに、有事における具体的な実践ポイントを規定しております。

・取引先属性チェックに関する実施要領を定め、既存取引先のチェックを完了しております。また、新規取引先について事前チェックを実践し、反社会的勢力との取引を回避しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社及びその子会社(以下、「当社グループ」という)は、従業員、株主・投資家、患者・医療従事者、取引先、地域社会など全てのステークホルダーの当社グループに対する理解を促進し、適正な評価を得ることを目的に、企業活動に関する重要な会社情報を公正かつ適時・適切に開示する。情報の開示にあたっては、金融商品取引法等の関係法令および上場証券取引所規則を遵守するとともに、内容的にも時間的にも公平な開示に努める。

また、社会の一員として、全てのステークホルダーの声を真摯に受け止め、ステークホルダーとの情報の共有に努め、相互理解を深める。

- (1) 上場規則上「適時開示が求められる会社情報」のうち、「決算に関する情報」については、経営執行会議による審議および取締役会の決議をもって決定し、情報開示責任者(広報部長)が代表取締役社長の承認を受けて適時開示を行う。
- (2) 上場規則上「適時開示が求められる会社情報」のうち、「決定事実に関する情報」については、関係部門が経営執行会議規則、取締役会規則等の社内規則に従って必要な手続きをとり、取締役会決議等の機関決定後、情報開示責任者(広報部長)が代表取締役社長の承認を受けて適時開示を行う。
- (3) 上場規則上「適時開示が求められる会社情報」のうち、「発生事実に関する情報」については、当該事実の発生後、広報部が関係部門と連携・協議し、情報開示責任者(広報部長)が開示についての適否を判断し、代表取締役社長の承認を受けて適時開示を行う。

